

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、企業としての社会的責任を果たし信頼される企業であり続けるために、法令遵守はもとより経営基盤の整備、強化に取り組み続けていくことがコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

そして、ガバナンス体制のより一層の確立、徹底を図り、適時かつ適切な情報開示により企業活動の透明性を高める事で、より開かれた企業になることを目指しております。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、少数株主や外国人株主を含む全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、当社ホームページ及び東京証券取引所適時開示情報にて速やかに情報開示ができる環境整備を行っています。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。

また、ステークホルダーとの協働を実践するため、代表取締役社長をはじめとする経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めています。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが不可欠と認識しています。その認識のもと法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページ、コーポレートレポート、事業報告書(株主通信)等の様々な手段により積極的に開示を行っています。

(4) 取締役会等の責務

当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。社外取締役を3名選任することにより、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、3名の社外監査役を選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しています。

(5) 株主との対話

当社では、IR担当責任者として、経営企画本部長を選任しています。

株主や投資家に対しては、経営トップが出席する決算説明会を半期に1回開催するとともに、個人投資家向け会社説明会を年数回実施しております。

それらの結果は、随時、経営陣幹部に報告しています。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則4-2(1) 経営陣の報酬、現金報酬と自社株報酬の割合

当社は、会社の持続的な発展に資するよう、中長期的な業績と連動する取締役の報酬体系を運用しておりますが、現金報酬と自社株報酬との割合設定につきましては健全なインセンティブとしてより機能するよう引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4 政策保有株式

1.政策保有に関する方針

事業会社の株式保有については、株式保有に伴う一層の関係強化により、事業拡大及び収益力強化に繋がることが見込まれ、そのキャッシュ・フロー増加効果により投資資金を回収できる株式について政策保有するものとしております。金融取引先の株式保有については、当社グループの成長に向けた資金調達円滑化及び財務基盤の安定強化に繋がると判断した株式について政策保有するものとしております。これらの保有目的の適切性及び保有に伴う効果について精査したうえで、保有の継続又は売却等による縮減を判断しております。

2.政策保有株式に係る議決権の行使

保有目的である中長期的な安定株主となる事で取引先との円滑な関係を維持、また更なる関係を強固なものとする事で事業拡大及び収益力強化に繋がれることを原則としつつ、当社及び投資先企業の企業価値を毀損しないことを基準として、議案ごとに検討し、判断いたします。また、原案が現状の経営成績・財政状態から著しく乖離しており、適正性に欠けると判断した場合は、担当部署を通じた対話を進めたいと、株主として適切に議決権の行使を判断いたします。

原則1-7 関連当事者間の取引

当社では取締役又は監査役が当社との間で何らかの取引を行うときは、あらかじめ取締役会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない定めとしております。

原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社の企業年金基金制度は、複数の生命保険会社を委託先として運用しております。当該委託先の窓口業務は、企業年金に関する専門的知識を有する適切な人材を登用・配置し、投資効果及びリスクを精査のうえで運用を定期的に検証しております。

原則3-1 情報開示の充実

(1) 経営理念、経営戦略及び経営計画

当社コーポレートサイトにおいて開示しております。

<https://www.kenkomayo.co.jp/company/philosophy>

<https://www.kenkomayo.co.jp/ir/policy/managementplan>

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1.基本的な考え方に記載のとおりです。

(3) 取締役報酬の決定方針と手続き

社外取締役を除く取締役の報酬は固定報酬と業績連動報酬からなり、中長期的な業績と評価に基づき決定しています。社外取締役は固定報酬のみです。決定手続は指名報酬委員会の審議内容を尊重した上で、取締役会で決定しています。詳細は後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針」に記載しております。

(4) 取締役・監査役候補の指名方針と手続き

その経験、見識、専門性等を総合的に評価・判断して適当と判断できる者を候補とすることを方針とし、決定手続は指名報酬委員会の審議内容を尊重した上で、取締役会で決定しています。監査役についても指名報酬委員会の審議内容を尊重した上で、監査役会の同意を得た上で取締役会において決定しています。解任提案に関しては指名報酬委員会の意見を尊重した上で取締役会において決定致します。

CEOをはじめとする取締役の選解任は当社における極めて重要な戦略的意思決定であり、取締役規程に基づき、中長期的な企業価値向上をもたらす見識及び人格等を総合的に考慮した上で判断することとしております。

(5) 取締役・監査役候補者の個々の選任理由

本報告書別表に記載の通りです。

補充原則4-1(1) 取締役会の役割・責務

取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、経営会議の決議、稟議書による社長決裁、取締役決裁としております。また、本部長、部長、課長の職務権限、職務分掌等についても、職務権限規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行なわれる仕組みを構築しています。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

補充原則4-1(1) 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模

当社の取締役会は、定款で定める取締役10名以内、監査役は5名以内の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。

当社の経営理念、経営戦略をもとに、取締役の選任については、その経験、見識、専門性等を総合的に評価・判断して選定します。

また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、一般の株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

補充原則4-1(2) 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況

社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、有価証券報告書に開示しております。

補充原則4-1(3) 当社は、取締役会の実効性評価をアンケート形式により実施した上でコーポレートサイトにて開示しております。

補充原則4-1(4) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社では、取締役・監査役向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しています。

また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っています。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あつせん、費用の支援を行っています。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

当社では株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めております。

IR担当責任者である経営企画本部長が経営企画本部、財務・システム本部、総務本部等のIR活動に関連する部署を統括し連携を図っています。

経営企画本部にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、決算説明会を半期に1回開催し、社長、IR担当責任者が説明を行っています。

それらの結果は、IR担当責任者が適時取締役様に報告しています。

また、投資家との対話については、当社の事業内容や中期経営計画における成長戦略をテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。決算期末日から決算発表日までをサイレント期間としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,550,500	9.41
株式会社ティーアンドエー	1,457,600	8.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	852,900	5.18
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)RE HCR00	852,900	5.18

第一生命保険株式会社	757,000	4.59
日本生命保険相互会社	577,200	3.50
株式会社三井住友銀行	559,200	3.39
株式会社三菱UFJ銀行	559,000	3.39
キッコーマン株式会社	491,000	2.98
一般財団法人旗影会	450,000	2.73

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

三田 智子	○	独立役員に指定しております。	税理士としての豊富な経験、幅広い見識を持たれており、当社の経営に対し公平かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただくため社外取締役に選任いたしました。 また独立性の基準を満たしており一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
-------	---	----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	5	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	5	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名報酬委員会への補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

全監査役と会計監査人は、会計監査人が行う期中・期末の会計期間中には、必ず意見交換の場を持ち、期間中の重要な財産の処分・譲渡・譲受・多額の借入及び関係法令・規則の改廃に関して、確認・意見交換を行っております。
また内部監査を行う監査室長より随時監査報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神田 憲樹	その他													○
田島 正人	その他													○
原田 義夫	税理士													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神田 憲樹	○	独立役員に指定しております。	財務及び会計に関する幅広い知識と深い識見を有しており、当社の経営に対し公平かつ客観的な立場に立って職務を適切に遂行していただくため社外監査役に選任いたしました。また独立性の基準を満たしており一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
田島 正人	○	独立役員に指定しております。	経営者として豊富な経験、幅広い見識を有しており、当社の経営に対し公平かつ客観的な立場に立って職務を適切に遂行していただくため社外監査役に選任いたしました。また独立性の基準を満たしており一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
原田 義夫	○	独立役員に指定しております。	税理士としての豊富な経験、広範な知見を有しており、当社の経営に対し公平かつ客観的な立場に立って職務を適切に遂行していただくため社外監査役に選任いたしました。また独立性の基準を満たしており一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

櫻本氏は水産関連の研究開発の専門家として長年の経験を通じて広範な知見を有した社外取締役であります。また経営陣から独立した外部からの立場での意見及び提言を行えると判断して令和元年6月26日、独立役員に指定いたしました。

今城氏は食品の安全性等広範な知見を有した社外取締役であります。また経営陣から独立した外部からの立場での意見及び提言を行えると判断して令和元年6月26日、独立役員に指定いたしました。

三田氏は税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有した社外取締役であります。また経営陣から独立した外部からの立場での意見及び提言を行えると判断して令和元年6月26日、独立役員に指定いたしました。

神田氏は財務及び会計に関する幅広い知識と深い識見を有しており、当社の経営に対し公平かつ客観的な立場に立って職務を適切に遂行していただくため令和2年6月24日、独立役員に指定いたしました。

田島氏は経営者として豊富な経験、幅広い見識を有しており、当社の経営に対し公平かつ客観的な立場に立って職務を適切に遂行していただくため令和2年6月24日、独立役員に指定いたしました。

原田氏は税理士としての豊富な経験、広範な知見を有しており、当社の経営に対し公平かつ客観的な立場に立って職務を適切に遂行していただくため令和2年6月24日、独立役員に指定いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役を除く取締役の報酬は固定報酬と業績連動報酬からなり、業績連動報酬は中長期的な業績と評価に基づき決定しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬については株主総会決議において報酬限度額を決めていただいております。その枠内で支給額を決定しております。なお報酬限度額につきましては、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬額を「年額3億円以内」、監査役の報酬額を「年額5千万円以内」とする旨の承認をいただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ①報酬等(業績連動報酬等又は非金銭報酬等でないもの)の額又は算定方法の決定に関する方針
固定報酬については、指名報酬委員会が取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額案を決定し、取締役会が決議します。社外取締役については、固定報酬のみとします。
- ②業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬は、各事業年度の連結営業利益、連結経常利益、連結純利益、連結ROE、連結ROIC等の目標値に対する達成率に応じて指名報酬委員会が算出して取締役会に報告し、取締役会決議に基づき、この額を支給します。
- ③非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬は設定しません。ただし、今後設定する場合には改めて取締役会にて方針を決議します。
- ④①～③の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
固定報酬と業績連動報酬の割合は、取締役の役位、職責等を踏まえて指名報酬委員会が審議し、取締役会にて決議します。
- ⑤報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
固定報酬は、月例の固定金銭報酬とします。固定報酬は、指名報酬委員会が取締役の役位、職責、実績等に応じて案を定め、取締役会に報告します。業績連動報酬は、事業年度終了後、同年3月決算での連結営業利益、経常利益、連結純利益、連結ROE、連結ROIC等を勘案のうえで指名報酬委員会が案を定め、取締役会に報告することとし、年1回、株主総会最終後に金銭により支給します。
- ⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするとき
委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当
委任する権限の内容
委任を受ける者により委任される権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容
各取締役個人別に支給する報酬等の内容については、指名報酬委員会を構成する各取締役等に決定を委任するものとし、指名報酬委員会を構成する各取締役等は、当社の業績等を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定します。指名報酬委員会は、社外取締役3名(委員長を含む)、代表取締役社長1名、取締役1名の計5名から構成されるものとします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催の都度、事前に社外役員向けの説明会を実施しているほか、原則として毎週開催される経営会議の議事録を配布する等、業務に関する重要事項を適時把握できる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

〈取締役会〉

経営の方針、決算承認等の重要事項を決定する機関として毎月1回以上定例取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会には監査役も出席し、経営上の重要事項の決定に至るまでの経緯等を監視、監督しております。

〈経営会議〉

常勤取締役等から構成される経営会議を毎週1回の開催に加え必要に応じて随時開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて行われる業務に関する重要事項を協議・決定し、業務執行状況の報告を受けて業務執行の監督をしております。常勤監査役は、経営会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることとしております。詳細な状況報告が必要な局面においては、取締役以外の本部責任者から報告を受け、幅広い意見交換を図り、この結果を受け機能別組織での迅速な業務遂行に繋げております。

〈監査役会〉

監査役4名(常勤監査役2名、社外監査役3名)で構成されており、「監査役会規程」、法令、定款に基づき、監査方針、監査意見を形成する機関として毎月1回開催しております。また、監査室との緊密な連携のもと、定期的かつ随時必要な監査を実施しております。

〈監査役〉

監査役は、取締役会及び経営会議等に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行の妥当性、効率性などを幅広く検証するなどの経営監視を実施しております。

〈会計監査人〉

当社は会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人与監査契約を結んでおり、年間を通じて会計監査を受けております。また、通常の会計監査の一環として、会計上の問題について適宜助言を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、長崎康行、和久友子の2名であり、同監査法人に所属しております。会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士2名、米国公認会計士2名、公認会計士試験合格者4名、その他7名であります。なお、有限責任あずさ監査法人及びその業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外監査役3名を含む監査役会と監査室との緊密な連携により実行力のある監査を実施しており、またコンプライアンス委員会及び倫理委員会に監査役を招集し、監査役が出席できない場合には速やかに議事録を通知する定めとなっております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に関しては、株主の皆様が議案の可否について熟考できるように、早期発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成22年6月より、集中日を回避して開催するよう努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社では現在のところ海外投資家の比率が低いことから議決権の電子行使及び招集通知の英訳は実施していません。海外投資家の比率が20%に達した際には実施いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月、11月の2回実施しております。決算状況及び新年度見通し(5月)、あるいは通期見通し(11月)の説明を行っております。参加者はアナリスト、機関投資家等となっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、株主通信(事業報告書)、アナリスト・機関投資家向け会社説明会資料、個人投資家向け会社説明会資料、アナリストレポート等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成17年2月に「グループ憲章」を発行し(最終改訂平成31年4月)、全役員・全従業員に携帯させるとともに、ステークホルダーの立場の尊重を内容に含む企業行動憲章・行動規範を理解・浸透させております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動としては、地球温暖化防止の国民運動に平成17年より参画し、エネルギー使用量削減と同時に温室効果ガスの削減にも努めております。また、産業廃棄物量を削減する為に、工場において「ゼロ・エミッション」を目指し、平成21年3月時点で達成いたしました。 CSR活動としては、地域行事への商品提供や国連WFP協会評議員として国際支援の募金活動への参加を継続的に実施しております。また、地域貢献のために敷地外清掃活動や小学校、児童養護施設等への食育も行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	前記「グループ憲章」において、適切な情報開示について規定しており、この規定に基づき、IR情報、その他環境に対する取り組み事項等の必要情報を適時当社ホームページ等を通じて開示しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「職務権限規程」を始めとした各種規程類により、業務分掌、職務権限、決裁事項、決裁書類、決裁権限等の範囲を明らかにするとともに業務の効率的運営及び責任体制の確立を図っております。

1. 会社法第362条第5項に基づき、代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要な各条項に関する大綱を定めております。

本大綱に基づく内部統制システムの構築は、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、それによって、効率的で適法な企業体制を作ることを目的としております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「取締役会規程」、「文書管理規程」その他関連規程に従い、適切に保存及び管理(廃棄含む)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社経営を取り巻く各種リスクの管理を主管する機関としてリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会はリスク管理に係る規程の整備、運用状況の確認を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

日常の職務遂行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行いたします。

5. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、「グループ憲章」を発行し、当社グループの全役員・全従業員に携帯させるとともに、ステークホルダーの立場を尊重するよう企業行動憲章・行動規範を理解・浸透させております。

(2) 当社は、社内の問題・不祥事の未然防止を主管する機関として倫理委員会を設置しております。倫理委員会は「倫理委員会規程」に基づき、各種相談・内部通報の窓口としての役割、及びその連絡方法を全従業員に周知徹底させるとともに、モラル向上の啓蒙活動を実施しております。

(3) 倫理委員会への通報内容がコンプライアンスに関連する事項である場合、倫理委員会は通報者のプライバシーを確保した上でコンプライアンス委員会の開催を決定します。コンプライアンス委員会は「コンプライアンス委員会規程」に基づき、問題の速やかな解決を図るとともに、再発防止の対策を講じます。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社生産本部及びサラダカフェ・惣菜本部は、連結子会社社長会を定期的に開催し、各子会社を管理しております。同本部は、各子会社の業務内容に問題を発見

した場合、速やかに取締役会に報告するものとしております。

(2) 当社は、当社及び各子会社の内部監査を主管する機関として監査室を設置しております。監査室は、各子会社等に損失の危険が発生したことを把握した場合、当該危険の内容及び想定される影響等について、速やかに取締役会に報告いたします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 経営会議には常勤監査役が出席し、必要に応じて意見を述べるものとしております。

(2) 倫理委員会には、監査役1名以上を招集するものとします。監査役が出席できない場合、倫理委員会は監査役に対し速やかに倫理委員会議事録を通知いたします。

(3) コンプライアンス委員会には、監査役1名以上を招集するものとします。監査役が出席できない場合、コンプライアンス委員会は監査役に対し速やかにコンプライアンス委員会議事録を通知いたします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 各監査役は、「監査役会規程」に拠り定める監査方針・相互の職務分掌等に基づき、実効的な監査を実施するものとします。

(2) 監査室は、「内部監査規程」に基づき行う各種監査の結果を監査役に報告し、また監査役との意見交換を通じて監査役の監査の実効性確保に協力いたします。

当社の内部統制システムといたしましては、取締役会、監査役会を軸とした相互の連携及び牽制によりコンプライアンスを始めリスク情報の共有とコーポレート・ガバナンスの充実を図る体制となっており、必要に応じ各機関において審議を行っております。

また、当社は、当社代表取締役の直轄部署として内部統制室(2名)及び内部監査を行う監査室(3名)を設置しており、法令・規程への準拠性や社会的責任を重視する観点から、業務の適法な遂行状況、リスク管理への対応などを含めた業務の妥当性等の監査を継続的に行ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は平成19年4月2日【企業行動憲章】を制定いたしました。制定理由としまして、当社は事業活動を通じて様々な関わりを持つ方々と対話し、その期待に誠実に応え、より良い信頼関係を築くことが、社会からの要請であり私達の使命であると考えております。またこのような皆様との信頼をゆるぎないものとし、企業の社会的責任を果たすため、企業行動のあらゆる局面において、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的良識をもって制定された原則のもと行動することとしております。

その原則の一つとして、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として関係遮断の姿勢を貫くこととしております。その整備状況としましては、取引先と取り交わす契約書内には、反社会的勢力排除項目を極力盛り込んでおります。また併せて検索システムの導入を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はございません。

(別表)

取締役・監査役候補者の個々の選任理由

取締役候補者の氏名	役職	選任理由
炭井 孝志	代表取締役社長	炭井孝志氏は、代表取締役として豊富な経験と実績に基づく指導力と決断力をもって経営にあたり、当社を東証1部指定にするとともに、強固な経営基盤を築いてまいりました。以上の事から今後も経営に関する管理・監督を適切に遂行できると判断し、同氏を取締役候補者としたものであります。(第64回定時株主総会)
寺島 洋一	取締役副社長	寺島洋一氏は、品質保証本部本部長として手腕を発揮する一方、生産部門の部門長として、また管理部門の部門長として幅広い分野においてリーダーシップを発揮し、当社の発展に多大な貢献をしております。以上の事から同氏を取締役候補者としたものであります。(第64回定時株主総会)
川上 学	取締役	川上学氏は、フレッシュ総菜(日配サラダ、総菜)に関する総菜関連事業に精通しており、グループ各社において総菜の売上拡大を牽引する等、当社の発展に多大な貢献をしております。以上の事から同氏を新たに取締役候補者としたものであります。(第64回定時株主総会)
塩谷 正樹	取締役	塩谷正樹氏は、購買本部長、グローバル室長等を歴任するなかで当社のグローバル化の基盤づくりと推進をリードしており、当社の発展に多大な貢献をしております。以上の事から同氏を新たに取締役候補者としたものであります。(第64回定時株主総会)
島本 国一	取締役	島本国一氏は、当社の商品開発の第一人者であり、顧客の売上拡大に寄与する商品作りを牽引することで当社の発展に多大な貢献をしております。以上の事から同氏を新たに取締役候補者としたものであります。(第64回定時株主総会)
立花 健二	取締役	立花健二氏は、独自の製法考案等により基礎研究分野を長年にわたりリードすることで競争優位性を確保し、当社に多大な貢献をしております。以上の事から同氏を新たに取締役候補者としたものであります。(第64回定時株主総会)
櫻本 和美	社外取締役	櫻本和美氏は、東京海洋大学にて研究開発に取り組み、その長年の経験を通じて広範な知見を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくことを期待して、社外取締役候補者いたしました。2019年6月24日から2年間、当社の取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。(第64回定時株主総会)
今城 健晴	社外取締役	今城健晴氏は、農林水産省に入省され、消費・安全局長も務められ、食品の安全性等広範な知見を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくことを期待して、社外取締役候補者いたしました。2019年6月24日から2年間、当社の取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。(第64回定時株主総会)
三田 智子	社外取締役	三田智子氏は、税理士としての豊富な経験、幅広い見識を持たれており、当社の経営に対し公平かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただくことを期待して、社外取締役候補者いたしました。2019年6月24日から2年間、当社の取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。(第64回定時株主総会)

監査役候補者の氏名	役 職	選 任 理 由
神田 憲樹	常勤社外監査役	神田憲樹氏は経営者として豊富な経験、幅広い見識を持たれており、当社の経営に対し公平かつ客観的な立場に立って職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を常勤社外監査役候補者としたものであります。(第63回定時株主総会)
渡辺 亮彦	常勤監査役	渡辺亮彦氏は当社の経営企画本部長、人事労務本部本部長代行等の要職を歴任し、組織管理において長年の経験から広範な知見を有しております。当社の経営に対し公平かつ客観的な立場に立って職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を常勤監査役候補者としたものであります。(第63回定時株主総会)
田島 正人	社外監査役	田島正人氏は経営者として豊富な経験、幅広い見識を持たれており、当社の経営に対し公平かつ客観的な立場に立って職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を社外監査役候補者としたものであります。(第63回定時株主総会)
原田 義夫	社外監査役	原田義夫氏は税理士としての豊富な経験、広範な知見を有しており、当社の経営に対し公平かつ客観的な立場に立って職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を社外監査役候補者としたものであります。(第63回定時株主総会)

【適時開示フロー】

